

令和3年広審第36号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年6月6日11時31分

広島県似島西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.2トン	0.2トン
登録長	2.87メートル	2.87メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	183キロワット	183キロワット

3 事実の経過

Aは、X社製で、約60.0ノットの速力で航走した際の停止時間及び停止距離が約9秒及び約110メートルの、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、b受審人が操縦するB及び友人1人が操縦する水上オートバイ1隻（以下「友人艇」という。）の2隻と広島県厳島沖合まで遊走する目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和3年6月6日09時30分広島市南区所在のマリーナを発航した。

a受審人は、B及び友人艇と合流したのち、11時20分頃広島県宇品島東方沖合を発進し、B、自船、友人艇の順に約100メートル間隔の縦列を構成し、27.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、厳島南方沖合に向けて遊走を始めた。

a受審人は、似島西方沖合を南下し、11時30分半僅か過ぎ広島港似島家下防波堤北灯台（以下「似島北灯台」という。）から286.5度（真方位、以下同じ。）1,070メートルの地点に至って、先行していたBが漂泊を開始したのを認め、同船に寄せて停船することとして針路を238度に定め、13.5ノットの速力に減じて進行した。

a受審人は、Bの手前で停止できるよう、更に減速するつもりで続航し、11時31分僅か前同船が正船首50メートルとなる、似島北灯台から283度1,130メートルの地点に達したとき、減速しないまま進行すれば、Bと衝突の危険が生じるおそれがあったが、しぶきがかかった顔を拭うことに気をとられ、減速しなかった。

こうして、a受審人は、同じ速力のまま続航し、顔を拭い終えて船首至近にBを認め、慌てて減速すると共に右転したが、及ばず、11時31分似島北灯台から281.5度1,160メートルの地点において、Aは、船首が243度を向き、5.4ノットの速力となったとき、その船首がBの左舷中央部に後方から40度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、Aと同型の水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、いずれも救命胴衣等を着用し、巖島沖合まで遊走する目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日11時00分広島市南区所在のマリーナを発航してA及び友人艇と合流したのち、11時20分頃両船に先行して宇品島東方沖合を発進し、巖島南方沖合に向けて遊走を始めた。

b受審人は、似島西方沖合を南下中、同乗者の要望に応じて遊走状況を撮影することとし、11時30分半僅か過ぎ衝突地点付近で、南南西方に向首して漂泊を開始し、Aが、漂泊を開始した自船に応じて減速したので自船の手前で停船するものと見込んで漂泊を続けていたところ、自船に接近しても停船する様子を見せないAに衝突の危険を感じたが、どうすることもできず、Bは、203度に向首していたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首に修理を要しない擦過傷を、Bは、左舷中央に亀裂及び擦過傷をそれぞれ生じ、Bの同乗者が左下腿挫創等を負った。

(航法の適用)

本件は、似島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが、港則

法が適用される広島港において衝突したものの、同法には、本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになるが、予防法にも、両船に適用できる定型的な航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因の考察）

本件時、a受審人が、Bに寄せて停船するつもりだったのだから、Bの手前で停止できるよう、減速しなかったことは、本件発生の原因となる。

一方、b受審人は、自船、A、友人艇の順に約100メートル間隔の縦列を構成し、27.0ノットの速力で、厳島南方沖合に向けて遊走中、自船が漂泊を始めたのに応じてAが減速したのを認めており、同船が自船の至近で停船すると見込んだとしても無理からぬことであり、また、両船に衝突の危険が生じるおそれがあったとき、両船間の距離が50メートルで、Aが減速することなく進行して約7秒後に衝突していることに照らせば、同受審人が当該状況を判断した上で、有効な音響による信号を行い、その後衝突を避けるための措置をとるには、時間的、距離的余裕がなかったものと認められる。

したがって、b受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、似島西方沖合において、航行中のAが、漂泊中のBに寄せて停船する際、減速しなかったことによって発生したものである。

a受審人は、似島西方沖合において、漂泊中のBに寄せて停船する場合、同船の手前で停止できるよう、減速すべき注意義務があった。しか

るに、同人は、しぶきがかかった顔を拭うことに気をとられ、減速しなかった職務上の過失により、漂泊中のBに向首進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月24日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 岸 尾 光 一

審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文